

平成19年7月31日

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条および第238条の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対するストックオプションとして下記の要領で新株予約権の募集を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当新株予約権は、当社の役員報酬制度における役員報酬型のストックオプション（2種）です。

〔当社の役員報酬制度〕

当社の役員報酬制度は、社外取締役を委員長とし社外メンバーも加えた役員報酬諮問委員会で設計されており、客観的な視点を取り入れた透明性の高い報酬制度となっています。

本制度における役員報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬によって構成され、これらの割合はほぼ同比率です。業績連動報酬は、毎年の業績に応じて支給される賞与、平成17年度からスタートした3カ年計画の目標を基準とした「中期インセンティブとしてのストックオプション」、株主との利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブとしてのストックオプション」からなり、当社役員に単年度だけでなく中長期的な視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機づける設計としています。

当ストックオプション2種のうち取締役に対するものは、平成19年6月26日開催の第107回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションの報酬等として、以下のとおり承認されたものです。

1. 中期インセンティブとしてのストックオプション

新株予約権の割り当てを受ける者 当社の取締役のうち、平成19年度において執行役員としての役位が昇格した1名

割り当てる新株予約権の総数 3個以内（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株）

新株予約権に係る報酬等の枠 年額金1,000万円を上限

2. 長期インセンティブとしてのストックオプション

新株予約権の割り当てを受ける者 当社の社外取締役を除く取締役7名

割り当てる新株予約権の総数 100個以内（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株）

新株予約権に係る報酬等の枠 年額金5,000万円を上限

I 中期インセンティブとしてのストックオプション

当社の取締役および執行役員が、株価を通じたメリットやリスクを株主と共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的に、新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を1円とする新株予約権を用いた中期インセンティブとしてのストックオプションを、平成19年度においても当社の取締役および執行役員に対して付与します。

なお、当該新株予約権の付与に際しては、新株予約権の払込金額を当該新株予約権の公正価額とし、払込金額相当額の金銭報酬を当社の取締役に支給することとしたうえで、当社の取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺する方法により行います。

1. 募集新株予約権の割当対象者

平成19年4月1日付で取締役のうち執行役員としての役位が昇格した1名、同年1月1日付および同年4月1日付で新たに執行役員に就任した5名に対して割り当てる。

2. 募集新株予約権の総数	当社の取締役	3個
	当社の取締役を兼務しない執行役員	30個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

各募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が、株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 募集新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

②上記①ただし書にかかわらず、新株予約権者が平成 19 年 8 月 23 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に任期満了による退任、死亡その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、割り当てられた募集新株予約権の数を 8 で除し、当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った日から平成 20 年 3 月 31 日までの残存月数（一月に満たない場合は切り捨て）を乗じた数（少数第 1 位以下は切り捨て）の新株予約権の権利行使はできないものとする。

③平成 20 年 3 月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標 8%を基準とし、新株予約権者は、この目標値に対する実績値の達成率が 90%以上であった場合に限り、その連結売上高営業利益率を 8.8 で除し、割り当てられた募集新株予約権の数に乘じた数（少数第 1 位以下は切り捨て）につき権利行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は 110%を上限とする。

④新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

⑤募集新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1 名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。

12. 募集新株予約権の払込金額

①Hull-White 型の修正二項モデルにより、割当日の終値を用いて算定される新株予約権の公正価値とする。

②新株予約権者は、上記5.の募集新株予約権を行使することができる期間の初日の前日までの間に、上記①の募集新株予約権の払込金額に新株予約権者に割り当てられた募集新株予約権の個数を乗じた金額の金銭による払込みに代えて、平成19年7月31日の当社取締役会において募集新株予約権に申込みかつ募集新株予約権の払込金額と相殺することを条件に職務執行の対価として新株予約権者に与えられることが決議された新株予約権者の報酬債権（上記①の募集新株予約権の払込金額に新株予約権者に割り当てられた募集新株予約権の個数を乗じた金額に相当する）をもって相殺することを申し出るものとし、当社は、新株予約権者が当該申し出を行った場合、当該相殺による払込みを承諾するものとする。

※当該払込金額は、新株予約権割当後確定次第速やかに公表いたします。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成19年8月23日

14. 募集新株予約権の行使請求および払込の方法

①募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、提出するものとする。

②上記①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、募集新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の行使価額の全額（以下、「払込金」という。）を、現金にて下記15.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下、「指定口座」という。）に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

名称 株式会社みずほ銀行 銀座支店

住所 東京都中央区銀座4-2-11

（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

16. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

①募集新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ上記14.

②に定める払込金指定口座に入金されたときに生ずるものとする。

②当社は、行使手続終了後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式にかかる株券は交付しない。

17. 本要領の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要領の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要領を変更できるものとし、かかる変更は本要領と一体をなすものとする。

18. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

Ⅱ 長期インセンティブとしてのストックオプション

当社の取締役および執行役員が株主と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するため、平成19年度においても当社の取締役および執行役員に対してストックオプションを付与します。

なお、当該新株予約権の付与に際しては、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを行いません。

1. 募集新株予約権の割当対象者

当社の社外取締役を除く取締役7名、および取締役を兼務しない執行役員14名に対して割り当てる。

2. 募集新株予約権の総数	当社の取締役	100 個
	当社の取締役を兼務しない執行役員	110 個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

各募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が、株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。当該行使価額は、新株予約権割当日の前日から遡って20日間（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値（1円未満の端数切り上げ）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数切り上げ）であり、新株予約権割当日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回らないこととする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」および「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※ 当該行使価額は、新株予約権割当日（平成19年8月23日）に確定後、速やかに公表いたします。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月1日から平成29年7月30日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 募集新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 4. で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

②新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

③募集新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1 名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。

- ④新株予約権者は、権利行使期間1年目（平成21年8月1日から平成22年7月31日まで）においては割り当てられた募集新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき行使することができる。同様に2年目（平成22年8月1日から平成23年7月31日まで）においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、3年目以降（平成23年8月1日から平成29年7月30日まで）においては割り当てられた募集新株予約権の数の全数につき行使することができる。
- ⑤募集新株予約権の行使にかかる権利行使価額の1年間（1月1日から12月31日まで）の合計額については、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

12. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成19年8月23日

14. 募集新株予約権の行使請求および払込の方法

- ①募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、提出するものとする。
- ②上記①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、募集新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の行使価額の全額（以下、「払込金」という。）を、現金にて下記15.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下、「指定口座」という。）に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

名称 株式会社みずほ銀行 銀座支店

住所 東京都中央区銀座4-2-11

（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

16. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- ①募集新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ上記14.②に定める払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。
- ②当社は、行使手続終了後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式にかかる株券は交付しない。

17. 本要領の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要領の規定中読み替えその他の措置が必要となる時は、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要領を変更できるものとし、かかる変更は本要領と一体をなすものとする。

18. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上